

ご契約者の皆さまへ

自動車共済制度改定のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、北海道自動車共済協同組合の自動車共済をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。

さて、弊組合では、平成30年1月1日付の自動車共済制度の改定を実施いたします。

改定にあたりましては、ご契約者の皆様に、より安心な自動車共済商品をご提供できますように検討を行いました。

主な改定内容を以下のとおりご案内いたします。

今後とも、自動車共済をご愛顧賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

北海道自動車共済協同組合

自動車共済制度改定の主な改定内容

自動車共済制度改定の適用開始日について

本改定は、平成30年1月1日以降の始期日の共済契約に適用となります。(全車一括特約付共済契約の場合は、全車両一括特約締結日が平成30年1月1日以降の共済契約から適用となります。)

自動車共済ロードサービスの改定

○ロードアシスタンス特約の対象車種の拡大

対象車種を自家用8車種から全車種へ拡大します。

○ロードアシスタンス超過費用特約の新設

大型自動車のロードサービスに対応するため、共済金限度額を100万円とするロードアシスタンス超過費用特約を新設します。

※対象車種：自家用普通貨物車（最大積載量2t超）、自家用バス、小型ダンプカー、普通型ダンプカー 等

○ロードアシスタンス宿泊移動費用特約の改定

①対象車種を自家用8車種から全車種へ拡大します。

②車両引取費用補償を追加します。（往路1名分の交通費：15万円限度） *レンタカー費用は除きます。

○ロードアシスタンス代車費用特約の改定

共済金日額の20,000円および30,000円を廃止します。

※制度改定前契約において、ロードアシスタンス代車費用特約がセットされており、かつ、共済金日額が20,000円または30,000円のご契約については、満期更改契約時に共済金日額を15,000円に変更させていただきます。

○ロードアシスタンス利用規定の改定

①鍵の紛失によるロードサービスのご利用が可能になります。

【ご注意】

●鍵の紛失の際のロードサービスのご利用は、必ずロードアシスタンス専用デスクへご連絡ください。
(事後の請求はできませんのでご注意ください。)

●鍵の作成費用は補償の対象外です。鍵の作成を依頼された場合の費用は、ご利用者様の負担となります。

●ご自宅における鍵の紛失は、ロードサービスの対象にはなりません。

②ロードアシスタンス超過費用特約をセットされた場合は、無料給油サービスの燃料を最大で20㍑までお届けします。（セットされていない場合は10㍑です。必ず、ロードアシスタンス専用デスクへご連絡ください。）

※無料給油サービスのご提供は、ご契約の共済期間中に1回です。（ご利用者がJAF会員の場合は2回まで）

共済掛金率・割引制度の改定

○共済掛金率の改定 【平均改定率：▲3.3%】

車両共済の共済掛金率を中心に改定します。

※ご契約条件等によっては、共済掛金が引き上げとなる場合があります。

○ASV割引の新設 【割引率：9%】

AEB（衝突被害軽減ブレーキ）*装置を装備した自家用普通・小型乗用車および自家用軽四輪乗用車を対象として割引を行います。

*AEB装置とは、自動車が前方障害物との衝突を回避するため、または衝突速度を下げるために自動でかけるブレーキ（衝突被害軽減ブレーキ）をいいます。

※自家用普通・小型乗用車については、型式発売年度（初度登録年月ではありません。）に3を足した年の12月末までがASV割引の適用期間です。自家用軽四輪乗用車は、適用期間の制限はありません。



自家用普通・小型乗用車のASV割引に適用期間があるのはなぜ？

自家用普通・小型乗用車の共済掛金率は、型式ごとに事故データを蓄積し、その損害率によって毎年型式別掛金区分の見直しを行っています。（型式別掛金区分制度）新しく発売された型式の場合は、その自動車の新車価格および排気量によって型式別掛金区分が決まります。したがって、新型式の発売からしばらくの期間は、事故データの量が十分ではないため、AEB装置によるリスクの減少効果も型式別掛金区分に十分反映されていないと考えられます。このため、事故データが蓄積され、型式別掛金区分にその型式の損害率が十分に反映されるまでの期間（約3年間）は、ASV割引を適用してAEB装置によるリスクの減少効果を補完するものです。

新型式発売

ASV割引を適用し、
リスク減少効果を補完します。

1年目

2年目

3年目

リスク減少効果が型式別掛金区分に反映
されるため、ASV割引は適用しません。

4年目

5年目

6年目

事故データを蓄積
(蓄積された事故データの損害率により、この期間も型式別掛金区分の見直しは毎年行われます。)

型式ごとの損害率が
型式別掛金区分に十分反映

○福祉施設割引の新設 【割引率：10%】

ご契約者および記名被共済者が社会福祉法人または都道府県知事の許可または届出により社会福祉事業を経営する法人等の場合で、ご契約のお車を所有・使用されている場合に割引を行います。

取扱規定等の改定

○車両新価特約の改定（適用期間の延長等）

車両新価特約の適用期間を共済期間の末日の属する月がご契約のお車の初度登録から61ヶ月以内とします。（改定前の「37ヶ月以内」から延長となります。）

また、初度登録時または初度検査時の所有者から変更されている場合でも本特約をセットできます。

○事故・故障時代車費用特約の改定

共済金日額の20,000円および30,000円を廃止します。

※制度改定前契約において、事故・故障時代車費用特約がセットされており、かつ、共済金日額が20,000円または30,000円のご契約については、満期更改契約時に共済金日額を15,000円に変更させていただきます。

○共済掛金の計算方法の改定

共済掛金の計算方法における短期掛金率を廃止します。

■このリーフレットは、自動車共済制度改定の概要を説明したものです。詳しくは、共済代理所または当組合へお問い合わせください。

□お問い合わせ先